

令和5年度加古川市医療支援型グループホーム運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う住居（以下「グループホーム」という。）のうち、医療支援型グループホーム（日常生活において医療的ケアが必要な障がい者を主な対象とし、医療機関と緊密に連携を図りながら、24時間体制で看護職員による医療的ケアが提供できる日中サービス支援型として事業者指定を受けたグループホーム）の運営に要する経費の一部を補助することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、加古川市医療支援型グループホーム運営事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし補助金の交付申請については、同一の年度において1回限りとする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 医療支援型グループホーム利用者数見込確認表
- (4) 医療支援型グループホーム職員配置見込確認表
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助申請者は、補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規

定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第 226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第4条 市長は、前条に規定する補助申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市医療支援型グループホーム運営事業補助金交付決定（不交付）通知書により、補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 市長は、申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。）であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第5条 前条に規定する通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の中止・廃止)

第6条 補助事業者がやむを得ない事由により補助事業の遂行が困難となり補助事業を中止又は廃止しようとするときは、加古川市医療支援型グループホーム運営事業中止・廃止申出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申し出に対し申出事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を加古川市医療支援型グループホーム運営事業中止・廃止承認通知書により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、加古川市医療支援型グループホーム運営事業補助金変更申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 医療支援型グループホーム利用者数見込確認表
- (4) 医療支援型グループホーム職員配置見込確認表
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、第4条第1項の規定に準じて決定を行い、その旨を加古川市医療支援型グループホーム運営事業補助金変更通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、2週間以内に加古川市医療支援型グループホーム運営事業補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書
- (2) 収支決算書
- (3) 医療支援型グループホーム利用者数実績確認表

(4) 医療支援型グループホーム職員配置実績確認表

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、内容を審査し交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、加古川市医療支援型グループホーム運営事業補助金確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者へ交付するものとする。

2 補助事業者は前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに加古川市医療支援型グループホーム運営事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(5) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときは、その旨を加古川市医療支援型グループホーム運営事業補助金交付決定取消通知書により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る

部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、加古川市医療支援型グループホーム運営事業補助金返還通知書により、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第9条の額の確定を行った場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、前項の通知書により、その返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書により市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

5 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(帳簿の備付)

第13条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告又は調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(様式)

第15条 申請書、その他書類の様式は別に定める。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和6年3月31日を以ってその効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	医療的ケアが必要な重症心身障害者が安心・安全にグループホームを利用できる環境を整備することを目的とする。
補助金の範囲	対象となる者	以下に定める要件を満たした医療支援型グループホームを運営する法人 1 定員は20名とし、（準）超重症児（者）入院診療加算対象者の利用を3割以上とすること。 2 日中サービス支援型共同生活援助の事業指定を受けること。 3 看護職員を常時配置すること。
	対象となる経費	医療支援型グループホームにおいて看護職員を雇用するために必要な給料、職員手当、賃金、法定福利費、通勤旅費に対する経費
補助率及び額	補助率	10/10
	補助金の額	補助金の交付額は以下の①と②を比較して少ない方の額とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。 ①対象となる経費の合計額 ②本市の支給決定者1人当たり月額73,000円に当該年度における各月初日在籍人数の合計数を乗じて得た額